

○後志広域連合職員の育児休業等に関する条例

〔平成19年5月31日〕
条例第21号

改正 令和2年3月6日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の育児休業等については、倶知安町職員の育児休業等に関する条例（平成4年倶知安町条例第10号）及びこれに基づく規則の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。